

ソーシャルワークとケアワークの関係 — 再融合論に基づく、新しい「子ども支援者養成」の試み —

橋 本 勇 人

Relationship between Social Work and Care Work Trial of New “Child Support Training” Based on the Re-fusion Theory

Hayato HASHIMOTO

キーワード：ソーシャルワーク，ケアワーク，再融合論，妊娠出産，子ども支援者養成

概 要

本研究は、ソーシャルワークとケアワークの再融合論に基づく、新しい「子ども支援者養成」の試みを示すことを目的としている。そのため、まず、2008（平成20）年以降の社会福祉士養成・介護福祉士養成・保育士養成で、ソーシャルワークとケアワークの関係がどのように変化したかを再確認した。そのうえで、保育分野におけるソーシャルワークとケアワークの再融合論に基づき、母親の妊娠・出産から小学校就学の始期に至る「子どもと家庭」を支援するインクルーシブな新しい「子ども支援者養成」の試みを示した。

1. 緒 言

医療福祉専門職、とりわけ社会福祉と関係する専門職養成課程を、ソーシャルワークとケアワークの関係に焦点を当ててみたとき、ソーシャルワークとケアワークの「融合論」¹⁾・「分離論」²⁾の論争に続き、2008（平成20）年以降ソーシャルワーカーの国家資格である社会福祉士（精神保健福祉士を含む）とケアワーカーの国家資格である介護福祉士との関係では、「分離論」による制度設計がなされた³⁾。これに対して、社会福祉士（精神保健福祉士を含む）とケアワーカーと位置付けることのできる保育士との関係では、「融合論」の余地を残した制度設計のまま、今日にいたっている⁴⁾。

しかし近年、地域包括ケアシステムに代表される地域を基盤とした医療と福祉の統合が進むなか、潜在的な資格者の掘り起こしも含めて、医療福祉専門職養成課程でも「医療・福祉人材の養成課程の見直し」が議論され、看護師・准看護師、理学療法士・作業療法士・視能訓練士・言語聴覚士・診療放射線技師・臨床検査技師といった医療職と、社会福祉士・介護福祉士・精

神保健福祉士・保育士といった福祉職も含めた共通基礎課程の創設が検討されている⁵⁾。

この医療・福祉人材の養成課程における共通基礎課程の創設に対する賛否は別として、その前提として福祉専門職内におけるソーシャルワークとケアワークの関係をどのように考えるのかを再検討する必要性は大きいといえる。

そのため本研究では、まず、ソーシャルワークとケアワークの関係につき、関係する専門職養成（社会福祉士養成・介護福祉士養成・保育士養成）の変更がどのようになされたのかということについて、福祉専門職養成制度の変更のあった2008年以降に焦点を当てて再確認した。そのうえで、融合論の余地の残る保育の分野で、これからの時代に求められる新しい「子ども支援者養成」の試みを提示することを目的としている。

2. 2008（平成20）年以降の社会福祉士養成・介護福祉士養成・保育士養成の変更

社会福祉士養成・介護福祉士養成・保育士養成は、福祉系の専門職として社会福祉を接着剤として、互換性のあるものとして制度設計がなされてきた。しかしそれが、特に2008（平成20）年以降、ソーシャルワークとケアワークの関係を含めて、別々の途を歩むことになる。

（平成28年10月19日受理）
川崎医療短期大学 医療保育科
Department of Nursing Childcare, Kawasaki College of Allied Health Professions

(1) 社会福祉士養成の変更

社会福祉士養成科目を定めたものが、社会福祉士介護福祉士養成施設指定（昭和62年厚生省令第50号）である。その内容は、社会福祉士及び介護福祉士法の改正を受けて、2008（平成20）年3月28日の通知（社援発第0328001号）により、表1のよう変更された（平成21年4月施行）。

2008（平成20）年の変更内容は多岐にわたるが、ソーシャルワークとケアワークの関係に注目するならば、①「介護概論」が形のうえでは「高齢者に対する支援と介護保険制度」に組み込まれ、介護（ケアワーク）という文言が社会福祉士養成の科目のうえでは消失したこと、②「社会福祉援助技術」が「相談援助」と名称変更され、ソーシャルワークのケアワークからの分離が明確になったことである。

(2) 介護福祉士養成の変更点

2008（平成20）年改正前の介護福祉士養成の主な科目は、「介護概論」、「社会福祉概論」、「老人福祉論」、「障害者福祉論」、「リハビリテーション論」、「社会福祉援助技術」、「介護技術」、「形態別介護技術」、「介護

実習指導」、「介護実習」であった（基礎科目：「人間とその生活の理解」を除く）。それが改正により、専門科目は、「介護の基本」、「コミュニケーション技術」、「生活支援技術」、「介護過程」、「介護総合演習」、「介護実習」とされた（「人間と社会」及び「こころとからだのしくみ」を除く）。

この介護福祉士養成の改正内容も多岐にわたるが、ソーシャルワークとケアワークの関係に注目するならば、①介護福祉士養成の中で「福祉系の科目」と「福祉」という文言が削除されたこと、②社会福祉援助技術が「コミュニケーション技術」とされ、ソーシャルワークと関係する科目が、ケアワークに付随するマイクロレベルの援助に縮小されたことと評価することができる。その意味で、介護福祉士養成の側からも、ソーシャルワークとケアワークとの分離が明確になったといえる。

(3) 保育士養成の変更点

保育士養成は、2010（平成22）年厚生労働省告示第278号により、保育原理、教育原理、児童家庭福祉（児童福祉社から名称変更）、社会福祉、相談援助（社会福

表1 主な社会福祉士養成科目の変更点

新科目名	旧科目名
人体の構造と機能及び疾病	医学一般
心理学理論と心理的支援	心理学
社会理論と社会システム	社会学
社会保障	社会保障論
社会調査の基礎	社会福祉援助技術論
相談援助の基盤と専門職	社会福祉援助技術論
相談援助の理論と方法	社会福祉援助技術論
地域福祉の理論と方法	地域福祉論
福祉行財政と福祉計画	社会福祉援助技術論、社会福祉原論
福祉サービス組織と経営	社会福祉援助技術論、社会福祉原論
現代社会と福祉	社会福祉原論
高齢者に対する支援と介護保険制度	老人福祉論、介護概論
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者福祉論
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	児童福祉論
低所得者に対する支援と生活保護	公的扶助論
保健医療サービス	医学一般
相談援助演習	社会福祉援助技術演習
相談援助実習指導	社会福祉援助技術現場実習指導
相談援助実習	社会福祉援助技術現場実習

社援助技術から名称変更), 社会的養護(養護原理から名称変更), 保育者論(新設), 保育の心理学ⅠⅡ(「発達心理学」と「教育心理学」を統合), 子どもの保健ⅠⅡ(「小児保健」と「精神保健」を統合), 子どもの食と栄養(小児栄養から名称変更), 家庭支援論(家族援助論から名称変更), 保育課程論(新設), 保育内容総論(保育内容から名称変更), 保育内容演習(保育内容から名称変更), 乳児保育, 障害児保育, 社会的養護内容(養護内容から名称変更), 保育相談支援(新設), 保育の表現技術(基礎技能から名称変更), 保育実習ⅠⅡⅢ, 保育実習指導ⅠⅡ(新設), 保育実践演習(総合演習から名称変更)とされた。

この変更は全体としてはマイナーチェンジであるとともに, ソーシャルワークとケアワークの関係に注目するならば, 「保育相談支援」を新設したり, 「社会福祉援助技術」を「相談援助」に変更したり, 「養護原理」や「養護内容」を「社会的養護」「社会的養護内容」としてコミュニティケアの色彩を強めるなど, むしろ社会福祉(ソーシャルワークを含む)の変化に対応した形になっている。また, 児童養護施設等での保育士経験が, 社会福祉士の相談援助業務の実務経験と認められるなど, 高齢者福祉分野とは異なった道を歩んでいる。また, 2016(平成28)年に施行され子ども子育て新制度の下, 保育は社会福祉の一部としてだけでなく, 発達支援(幼児教育)としての側面も強くなってくる^{注1)}。

(4) 融合論の学説と医療・福祉人材の養成課程の見直し

このように制度上は, 社会福祉士養成と介護福祉士養成を中心として高齢者福祉の分野では, ソーシャルワークとケアワークの関係では「分離論」が鮮明にされ, 保育士養成を中心とする児童福祉の分野では, 社会福祉士養成の分離論思考にもかかわらず, 保育士養成の側を中心として「融合論」を維持した形となっている。社会福祉全体が「分離論」へと制度変更するなか, 学説上は融合論の立場からの主張もあった。例えば, 橋本(2004)は, ソーシャルワークとケアワーク等の関係を明らかにするため, 高齢者福祉領域で社会福祉士の実習を終えた121名, (旧課程の)介護福祉士養成の第2段階の実習を終えた68名を対象に調査を行い, 両者を比較している。その結果, ソーシャルワークの中でも, ミクロレベルのケースワーク, グループワークに関しては両者で差はなく, メゾレベルのコミュニティワーク, 福祉施設の運営管理では社会福祉士養成の方が高く, 身体介護技術・家事援助技術など

のケアワークは介護福祉士養成の方が高いなど, 両者の融合している実態と, 役割の異同の一部」を明らかにしている⁶⁾。また, 橋本(2008)は, ソーシャルワーク教育のあり方について, ①ボランティア等の体験部分, ②ソーシャルワークとケアワーク(介護と保育)の共通部分, ③ソーシャルワーク独自の基礎的な部分, ④卒後教育が担当するソーシャルワークの専門的な部分の段階になっているとの仮説を, 量的調査及び質的調査により検証している⁷⁾。

このようななかで近年, 地域包括ケアシステムに代表される地域を基盤とした医療と福祉の統合はさらに進展し, 医療福祉専門職養成課程でも「医療・福祉人材の養成課程の見直し」が議論されている。具体的には, 看護師・准看護師, 理学療法士・作業療法士・視能訓練士・言語聴覚士・診療放射線技師・臨床検査技師といった医療職と, 社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士といった福祉職も含めた共通基礎課程の創設が検討されている^{注2)}。そうすると, ソーシャルワークの問題がすべてではないとしても, その中でソーシャルワークの機能をどう取り入れるかが問題となる。その際, 分離論を維持しつつ, ソーシャルワーカーとの連携を図るという考え方と, ソーシャルワークとケアワークを融合するという両極の考え方を軸に, 着地点を探ることとなる。いずれにしても, 再度「分離論」と「融合論」の内容の検討が必要となってくる。

3. 融合論をベースとした新しい「子ども支援者養成」の試論

このようななかで, A大学では平成29年4月から, 融合論をベースとした新しい「子ども支援者養成」を目指す「子ども医療福祉学科」の設置が認められ, 実際に養成の段階に移ろうとしている。これは, B短期大学で医療保育科として13年間の「通常の保育士・幼稚園教諭に加えて, 病児・病後児・発達障がいにも強い」専門職養成を行ってきた実績をもとに, 妊娠期からスタートする保護者支援のための相談援助(ソーシャルワーク機能)を強化しものである^{注3)}。このモデルは, ソーシャルワークとケアワークとの融合論を基盤にしている(再融合論)^{注4)}。同時に, 近年の子ども子育て新制度の幼保一体の流れを受けて, 「ケアワークには発達支援を含む」ものとしている点に特徴がある。

この新学科で育成する人材及び学生の修得する能力は以下の通りである。

当該学科の目標は, “精神保健福祉に関する知識と医

療・健康といった知識をベースに、ソーシャルワークとケアワークの双方の技能を身につけた、病児・病後児、発達障害児・発達障害者を援助することのできる人材”を養成することである。こうしたマイノリティーに対する援助をすることにより、最終的には、「あらゆる子ども」に対する援助をすることのできる人材を養成することを目的とする。乳幼児期の感染症・アレルギーや発達障害など様々な問題を抱える現代の子どもを支援するにあたっては、医療・健康の知識の習得が不可欠である。また、子ども自身や家庭といった「ミクロ」のレベルだけではなく、施設・地域・子ども子育て支援施設といった「メゾ」のレベル（メゾのレベルでは、援助者の衛生管理にも配慮できるようにする）、全国的な制度等をも含む「マクロ」のレベルを統合したジェネラリストの視点での援助が必要となる。さらに、援助が十分機能するためには、伝統的な子どもの発達段階への理解を前提に、「成年期以降のライフコースを視野にいれた援助」が必要となる。その際、「主として精神保健福祉分野の相談援助（ソーシャルワーク）の価値・知識・技術の習得を前提として、子どもたちが生活・学習する場面でのケアと発達支援も習得していること」により、「あらゆる子ども」への援

助が磐石なものとなる。

また、そのために学生の習得する具体的な能力は以下の通りである。

- ① ライフコース全体を視野に入れ、障害のある子どもを含むあらゆる子どもとその保護者を援助できる。
 - ② 医療、健康、疾病の予防、子どもの発達に関する基礎的な知識を身につけている。
 - ③ 精神保健福祉分野のソーシャルワークの価値・知識・技術を身につけている。
 - ④ 直接的な生活支援・発達支援の価値・知識・技術を身につけている。
 - ⑤ ミクロ（対人援助）・メゾ（施設・病院の運営管理や地域づくり）・マクロ（医療福祉政策）レベルの援助方法を、ジェネラリストの視点から統合することができる。
 - ⑥ 環境の変化に対応し、自ら成長し続ける「生きる力」を身につけている。
 - ⑦ 子どもの利益を最優先する感性を身につけている。
- 以上のことを前提に新しい「子ども支援者」のイメージを示したものが図1である。

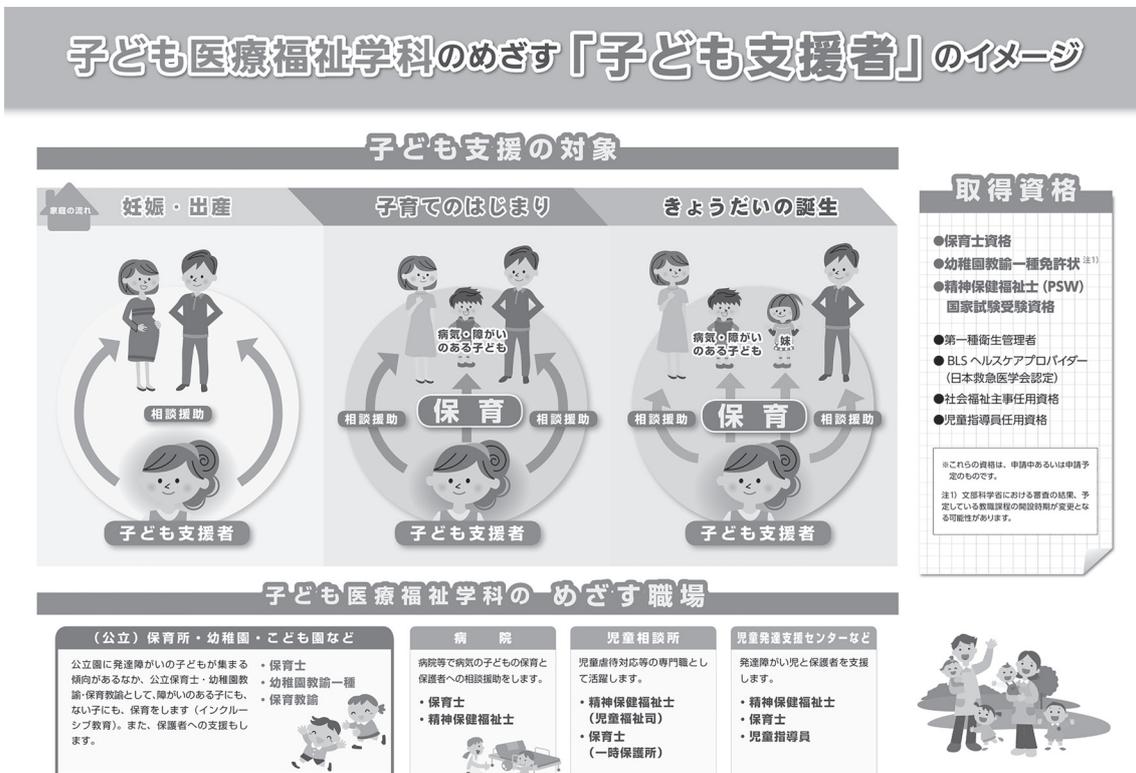


図1 融合論を基盤とした、新しい「子ども支援者」のイメージ¹¹⁾

4. おわりに

本研究では、ソーシャルワークとケアワークの再融合論をもとに、妊娠期から小学校就学に始期に至る新しい「子ども支援者養成」の試みを示した。この試みにもとづき、新しい「子ども支援者養成」は実践段階へと進むことになるが、今後はその効果測定の指標の開発と評価も必要不可欠となる。

5. 注

- 注1) 「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」(雇児発0808第2号 平成25年8月8日)では、指定保育士養成施設において幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格特例を実施している。
- 注2) 日本国憲法・法学の福祉専門職養成間の共通部分に関しては、橋本^{8,9)}を参照されたい。
- 注3) 高橋は、妊娠期から就学期に至る両親と子ども双方を支援する制度として、フィンランドのネウボラ(保健師)を紹介している¹⁰⁾。ネウボラのようなワンストップの制度のないわが国で同様に論じることはできないかもしれないが、現在の制度の運用方法と、今後の制度設計を考えていくうえで参考になる。
- 注4) ソーシャルワーク分野における融合論・分離論の論争は、2008年の制度改正により制度上は分離論で一応決着したと考えられる。そのため、本研究で最終的に結論として提案する融合論を従来のものと区別するため、結論及びタイトルの部分では「再融合論」としている。

6. 文 献

- 1) 大和田猛編著：ソーシャルワークとケアワーク，東京：中央法規出版，2004など。
- 2) 米本秀仁：介護保険分野における社会福祉士実習のあるべき姿，社団法人日本社会福祉士養成校協会編「介護保険分野における社会福祉士養成実習のモデル構築に関する研究」：15—27，2009など。
- 3) 2008(平成20)年3月28日の通知(社援発第0328001号)など。
- 4) 2010(平成22)年厚生労働省告示第278号など。
- 5) 福祉新聞2016年7月25日。
- 6) 橋本勇人：高齢者援助としてのソーシャルワークとケアワーク，吉備国際大学保健福祉研究所紀要5：1—9，2004。
- 7) 橋本勇人(研究代表者)：ソーシャルワークとケアワークの共通性を基盤としたソーシャルワーク教育の探求，平成18年度・19年度文部科学研究費補助金：基盤研究(C)(18530470)報告書：1—9，2008。
- 8) 橋本勇人：医療・福祉・教育系大学における法学・日本国憲法教育のあり方(第1報)：新たな法教育の流れの中での幼稚園教諭・保育士養成課程の課題，川崎医療短期大学紀要30：47—53，2010。
- 9) 橋本勇人：医療・福祉・教育系大学における法学・日本国憲法教育のあり方(第2報)：社会福祉士養成課程の課題，川崎医療短期大学紀要31：57—62，2011。
- 10) 高橋睦子：ネウボラ フィンランドの出産・子育て支援，京都：かもがわ出版：2015。
- 11) 川崎医療短期大学医療保育科：川崎医療短期大学医療保育科教育成果報告集3：1—2，2016。

